

# L P ガス小売事業者ガス料金支援金（令和5年度追加実施分）

## 実施確認申請の手引き（新たに値引を実施する小売事業者の皆様へ）

### 目次

1	事業実施に当たっての注意点（新たに値引を実施する小売事業者の皆様へ）	1
2	本事業の対象者について	2
3	実施確認申請の手続き	
(1)	申請期限	2
(2)	申請方法	2
(3)	申請書類	3
(4)	審査方法及び審査結果の通知	3
(5)	留意事項	3
4	実施確認申請書（様式第1号）について	
(1)	様式	4
(2)	記載例	8
5	県からの実施確認承認通知書	10

---

### 1 事業実施に当たっての注意点（新たに値引を実施する小売事業者の皆様へ）

- (1) 実施確認申請書（様式第1号）において、以下を宣誓いただきます。
- ①不正な支援金の支給の申請防止に係る誓約事項
  - ②反社会的勢力排除に係る誓約事項
  - ③L P ガスの販売事業者の提供する個人情報等の取扱いに係る同意事項
  - ④岩手県L P ガス利用者ガス料金支援金支給要領の遵守
- ※ 本事業の申請内容に虚偽がある場合や宣誓に違反した場合、不正受給が確認された場合は、支給決定取消となるだけでなく、支援金を支給済みの場合、加算金を課した上で当該支援金の返還を求めることがあります。
- (2) 本事業の支援金に係る申請受付や支給等の業務を、岩手県から委託する団体が設置する事務局（以下「委託先事務局」という。）から送付される、実施確認承認通知を受けた後に、一般消費者等に対する値引きを行ってください。
- ※ 実施確認申請書（様式第1号）の審査の結果、支援金の支給（支払）対象として認定する実施確認承認通知書（様式第4号）が送付されます。

- (3) 最終の値引を実施した後、支援金支給申請書兼請求書（様式第2号）を委託先事務局に提出してください。支援金支給決定通知書（様式第6号）が送付され、支援金が支給されます。

なお、必要に応じて概算払請求を提出することができます。

## 2 本事業の対象者について

本事業の対象者は、以下の要件を満たし、実施確認申請書（様式第1号）に記載する各誓約事項に同意する必要があります。

申請内容に虚偽があった場合や、要件を満たしていない場合は支給を取り消すことがあります。

- (1) LPガスの販売事業者※<sub>1</sub>であること
- (2) 岩手県内でLPガスを消費する一般消費者等に対して、岩手県が指定した値引き単価で値引きを行い、当該事実を明示できること※<sub>2</sub>
- (3) 岩手県又は委託先事務局からの情報開示、広報への協力ができること
- (4) 日本国内に金融機関の預貯金口座を有し、その口座を通じて日本円で本支援金に係る精算を行うことができること
- (5) 値引を完了したうえで、令和6年5月31日（金）までに支援金支給申請書兼請求書を提出できること
- (6) 法人等（個人又は法人をいう）代表者やその他の構成員が、各都道府県の暴力団排除条例の規定による暴力団、暴力団員、暴力団関係者等の反社会的勢力に該当しないこと

(※1) 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第149号。以下「液化石油ガス法」という。）第3条第1項の登録を受けた者及びガス事業法（昭和29年法律第51号）第3条の登録を受けた者であって、家庭・企業等にLPガスを販売する者をいう。

(※2) 原則として、次の項目を明示すること

- ① チラシ（委託先事務局から各LPガス小売業者に配付）等において値引きの実施を周知
- ② 請求書、検針票、WEB明細等における本支援金による値引き額を明示

## 3 実施確認申請の手続き

値引を実施するにあたり、予め、本事業の対象者として支援金の支給を受けることについて、県の確認を受ける申請を行う必要があります。

- (1) 申請期限  
令和6年1月19日（金）16時30分 必着
- (2) 申請方法  
申請は以下WEBサイトの書類をダウンロードし、郵送又は持参等によりご提出ください。

WEB サイト：岩手県トップページ > くらし・環境 > 安全・安心 > 防災 >  
火薬・ガス・電気工事業・危険物関係  
> LPガス価格高騰対策費（令和5年度追加実施分）  
<https://www.pref.iwate.jp/kurashikankyou/anzenanshin/bosai/kayaku/1070858/index.html>

提出先住所：〒020-8570 岩手県盛岡市内丸10番1号  
岩手県復興防災部消防安全課 消防保安担当  
電話：019-629-5557（平日午前8時30分から午後5時まで）

(3) 申請書類 ※記載例：8ページ

番号	提出書類名
01	LPガス小売事業者ガス料金支援金及び事務手数料実施確認申請書 (様式第1号) ※1枚目のみではなく、別記1～3が記載された4枚目 まで提出してください。
02	販売事業所の登録を行っていることが確認できる通知等の写し
03	県外の販売事業者にあつては、県内の一般消費者等に供給を行っている ことが確認できる一覧表

(4) 審査方法及び審査結果の通知

県において、LPガスの小売事業者が「2 本事業の対象者の要件」を満たしている  
か審査を行います。

審査内容についてはお答えしかねますので、ご了承ください。

実施確認の承認は、県からの通知でお知らせします。

(5) 留意事項

- 申請時の小売事業者の報告について  
LPガスの販売事業者は、申請時に値引実施期間中における廃業、LPガス事業の撤退等により一般消費者等への値引を遂行できなくなることが明確である場合やその懸念がある場合には、速やかに委託先事務局に対してその旨を報告してください。
- 消費者に対する値引の周知について  
原則として確認承認通知が届いた後の周知とすべきものですが、日程等の関係により、決定後に対応する時間がとれない場合は、事業者の判断で周知することは妨げません。
- 本事業は、LPガス料金の上昇により影響を受ける一般消費者等の負担の緩和を図るためのものです。支援対象期間に合わせて恣意的な値上げを行うなど、本事業の趣旨を逸脱した行為は認められませんのでご注意ください。

## 4 実施確認申請書について（様式、記載例）

様式第 1 号

令和 年 月 日

岩手県知事 様

申請者 住所  
氏名 { 法人にあっては名称  
及び代表者の氏名 }  
販売所名 \_\_\_\_\_

### L P ガス小売事業者ガス料金支援金及び事務手数料実施確認申請書

L P ガス小売事業者ガス料金支援金（令和 5 年度追加実施分）に係る一般消費者等への値引を実施したいので、L P ガス利用者ガス料金支援金（令和 5 年度追加実施分）支給要領に従うことを承知の上、本書面に関係書類を添えて、下記のとおり申請します。

#### 記

##### 1 値引実施予定件数

値引実施予定件数 (件)	(参考)	
	値引単価	件数×単価(円)
	2,000 円	

※ 令和 5 年 12 月時点の契約件数により算定すること。

岩手県外の一般消費者等への供給や、国若しくは地方公共団体又は独立行政法人により設置又は管理等が行われている施設については、件数から除くこと。

##### 2 販売事業者登録の状況

販売所の名称	所在市町村	登録年月日	登録番号
		年 月 日	

※ 上記が確認できる書類（液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和 42 年法律第 149 号）第 3 条の 2 による登録通知等）の写しを添付すること。

岩手県外の販売事業者にあっては、岩手県内の一般消費者等に供給を行っていることが確認できる一覧表を添付すること。

##### 3 概算払請求の予定（(1)(2)いずれかを○で囲むこと。）

- (1) あり
- (2) なし

4 令和5年10月現在の家庭用LPガス小売価格の状況

使用量	家庭用LPガス 小売価格(税込) (円)	左記のうち基 本料金(税込)	(参考) 県平均 家庭用LPガス 小売価格(税込)	左記のうち基本 料金(税込)
5.0m <sup>3</sup>			6,155 円	2,051 円
10.0m <sup>3</sup>			10,233 円	

5 誓約事項、同意事項に関する確認

※内容を確認のうえ、同意する場合、下記枠内にチェック☑を入れ提出すること。

別記1 不正な支援金の支給の申請防止に係る誓約事項

内容を確認しました。同意します。□

別記2 反社会的勢力排除に係る誓約事項

内容を確認しました。同意します。□

別記3 LPガスの小売事業者の提供する個人情報等の取扱いに係る同意事項

内容を確認しました。同意します。□

6 振込先 (本支店等及び口座種別は該当するものを○で囲む。)

金融機関名				本・支店名	本店 支店 出張所
口座種別	普通預金			当座預金	
口座番号					
(フリガナ)					
届出名義					

7 連絡担当者

氏名			
電話番号		ファックス番号	
メールアドレス			

※ 実施確認申請書は、販売所ごとに作成すること。

## 別記 1

### 不正な支援金の支給の申請防止に係る誓約事項

当事業所は、支援金の申請にあたり、この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

#### 記

- (1) 当事業所は、受託者の求めに応じ、適切なLPガス料金値引きを実施及びその帳票等の提出に協力します。
- (2) 当事業所は、当方の帰責の有無に関わらず、不正な支援金申請に該当する可能性がある」と県が判断する場合は、その調査が完了するまで当該支援金申請金額の戻入または支払い保留等が発生することについて同意します。
- (3) 当事業所は、上記に該当する他、不正な支援金申請及び受給が発生しないよう、県及び受託先の求めに応じて、調査や不正防止措置に協力することに同意します。
- (4) 当事業所は、架空の申請や水増し報告等の不正請求※1、不適切な行為※2等を行いません。

#### ※1：不正請求について

偽りその他不正の行為（詐欺、脅迫、贈賄その他の刑法（明治40年法律第45号）各条文に規定するものをいう。）に触れる行為の他、刑法上の犯罪を構成するに至らない場合であっても、故意に申請又は報告情報等に虚偽の記入を行い又は偽りの証明を行うことにより、本来受けることができない金銭の支払いを受け、又は受けようとする事。

#### ※2：不適切な行為

- ① 支援金相当分をあらかじめ単価に上乘せする等、本来の価格が不適切に設定されていること
- ② 支援対象期間に合わせた値上げを故意的に行うこと
- ③ 価格について、支援金による値引きの事実を記載せずに営業資料の料金表示に用いること

以上

## 別記 2

### 反社会的勢力排除に係る誓約事項

当事業所は、支援金の交付の申請をするに当たって、また、支援金の受給後においては、下記のいずれにも該当しないことを誓約いたします。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

#### 記

- (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

- (2) 暴力団員（暴力団対策法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- (3) 暴力団準構成員（暴力団員以外の暴力団と関係を有する者であって、暴力団の威力を背景に暴力的不法行為等を行うおそれがあるもの又は暴力団若しくは暴力団員に対し資金、武器等の供給を行うなど暴力団の維持若しくは運営に協力し、若しくは関与するものをいう。以下同じ。）
- (4) 暴力団関係企業（暴力団員が実質的にその経営に関与している企業、暴力団準構成員若しくは元暴力団員が経営する企業で暴力団に資金提供を行う等暴力団の維持若しくは運営に積極的に協力し若しくは関与するもの又は業務の遂行等において積極的に暴力団を利用し、暴力団の維持若しくは運営に協力している企業をいう。）
- (5) 総会屋等（総会屋その他企業を対象に不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者をいう。）
- (6) 社会運動等標ぼうゴロ（社会運動若しくは政治活動を仮装し、又は標ぼうして、不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者をいう。）
- (7) 特殊知能暴力集団等（暴力団との関係を背景に、その威力を用い、又は暴力団と資金的な繋がりを有し、構造的な不正の中核となっている集団又は個人をいう。）
- (8) 前各号に掲げる者と次のいずれかに該当する関係にある者
- イ 前各号に掲げる者が自己の事業又は自社の経営を支配していると認められること
  - ロ 前各号に掲げる者が自己の事業又は自社の経営に実質的に関与していると認められること
  - ハ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって前各号に掲げる者を利用したと認められること
  - ニ 前各号に掲げる者に資金等を供給し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められること
  - ホ その他前各号に掲げる者と役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者）が、社会的に非難されるべき関係にあると認められること

以上

### 別記3

#### L P ガスの小売事業者の提供する個人情報等の取扱いに係る同意事項

当事業所は、支援金の支給の申請にあたり、以下の事項を確認し同意します。

#### 記

県及び県が契約する事業者（以下「受託者」という。）は、本支援金事業の実施に必要な範囲で、L P ガスの小売事業者が提供する個人情報を取り扱うものとします。なお、県及び受託者は、L P ガスの小売事業者が提供する情報を事業の終了後5年間保存し、業務に必要な範囲内で自ら使用すること及び第三者等に提供することができます。また、県は、L P ガスの小売事業者が提供する情報について、統計的に処理したデータを公表することがあります。

以上

令和 6年 1月 15日

岩手県知事 様

申請者 住所 盛岡市内丸10番1号  
 氏名 株式会社内丸LPガス  
 代表取締役社長 県北太郎  
 販売所名 沿岸営業所

## LPガス小売事業者ガス料金支援金及び事務手数料実施確認申請書

LPガス小売事業者ガス料金支援金（令和5年度追加実施分）に係る一般消費者等への値引を実施したいので、LPガス利用者ガス料金支援金（令和5年度追加実施分）支給要領に従うことを承知の上、本書面に関係書類を添えて、下記のとおり申請します。

## 記

## 1 値引実施予定件数

値引実施予定件数(件)	(参考)	
	値引単価	件数×単価(円)
3,150 件	2,000 円	6,300,000 円

※ 令和5年12月時点の契約件数により算定すること。

岩手県外の一般消費者等への供給や、国若しくは地方公共団体又は独立行政法人により設置又は管理等が行われている施設については、件数から除くこと。

## 2 販売事業者登録の状況

販売所の名称	所在市町村	登録年月日	登録番号
沿岸営業所	宮古市	平成9年4月1日	03B6009

※ 上記が確認できる書類（液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第149号）第3条の2による登録通知等）の写しを添付すること。

岩手県外の販売事業者にあっては、岩手県内の一般消費者等に供給を行っていることが確認できる一覧表を添付すること。

## 3 概算払請求の予定 ((1)(2)いずれかを○で囲むこと。)

- (1) あり  
 (2) なし

## 書類の写しの提出例

- ・ 振興局長からの液化石油ガス販売事業者の登録の通知（平成9年の液石法改正時）
- ・ 液化石油ガス販売事業者登録簿の写し



最も標準的な料金表による価格について記載

4 令和5年10月現在の家庭用LPガス小売価格の状況

使用量	家庭用LPガス小売価格(税込) (円)	左記のうち基本料金(税込)	(参考) 県平均家庭用LPガス小売価格(税込)	左記のうち基本料金(税込)
5.0m <sup>3</sup>	6,380	2,200	6,155 円	2,051円
10.0m <sup>3</sup>	10,560	2,200	10,233 円	

5 誓約事項、同意事項に関する確認

※内容を確認のうえ、同意する場合、下記枠内にチェック☑を入れ提出すること。

チェックを入れてください。  
別記1～3の紙も提出願います。

別記1 不正な支援金の支給の申請防止に係る誓約事項

内容を確認しました。同意します。☑

別記2 反社会的勢力排除に係る誓約事項

内容を確認しました。同意します。☑

別記3 LPガスの小売事業者の提供する個人情報等の取扱いに係る同意事項

内容を確認しました。同意します。☑

6 振込先 (本支店等及び口座種別は該当するものを○で囲む。)

金融機関名	内丸銀行		本・支店名	県庁				本店 支店 出張所
口座種別	普通預金			当座預金				
口座番号	1	2	3	4	5	6	7	
(フリガナ)	カ) ウチマルエルピーガス							
届出名義	株式会社内丸LPガス							

7 連絡担当者

氏名	県北次郎		
電話番号	019-651-3111	ファックス番号	019-629-5174
メールアドレス	AJ0010@pref.iwate.jp		

※ 実施確認申請書は、販売所ごとに作成すること。

## 5 県からの実施確認承認通知書

様式第4号

消 安 第 号  
令和 年 月 日

(申請小売事業者) 様

岩手県知事

LPガス小売事業者ガス料金支援金及び事務手数料実施確認承認通知書  
令和6年1月15日付けで申請があった標記支援金（令和5年度追加実施分）に係る一般消費者等への値引の実施について、下記のとおり承認しましたので、LPガス利用者ガス料金支援金（令和5年度追加実施分）支給要領第4第1項の規定により通知します。

記

1 対象となる販売所

販売所の名称	販売所の所在市町村	値引実施予定件数（件）
沿岸営業所	宮古市	3,150

(A4)